

ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会

連絡先：練馬区 練馬1-16-16-101

サポートねりま内

TEL 03-3994-2088

E-mail : support@nerimaunion.orgHP : www.nerimaunion.or/

2022 練馬全労協春闘講座開かれる

2022年2月22日(火)18時30分、練馬区立勤労福祉会館2階大会議室に於いて指宿昭一弁護士をお招きし「外国籍労働者の人権と労働実態」のテーマで、2022春闘講座が練馬区労協と練馬全労協の共済で開催されました。指宿昭一弁護士には外国人労働者弁護団代表として多忙を極めているなか、講師を引き受けていただき感謝いたします。

講演テーマについての、外国人研修生問題とその労働実態はマスメディアも取り上げ世間に注目されており、労働組合、地域の方々の関心も高く、コロナ禍ではありますが、感染予防の密を避けながら多数の参加者がありました。

講演会は時刻通り練馬全労協奥山さんの司会で始められ、主催者として練馬区労協山崎さんから、春闘時期に学習し闘う武器にしようと呼びかけがありました。

【指宿講師の講演要約】

★春闘の形骸化

春闘が形骸化している、ここ30年間、非正規労働者の実態はどうなっていたのかと指摘、また、外国籍労働者は春闘の中でどう位置付けされているのか、振り返ってみると置き去りにされている。春闘講座で外国籍労働者の人権と労働実態について学ぶことは意義のあることだと思えます。

★技能実習制度は外国人労働者の奴隷労働

日本における外国人労働者の推移と外国人労働者の技術実習制度における労働実態。

外国人労働者は借金を背負ってきているので帰国できない、最低賃金を下回る賃金、パワハラ、セクハラの人権侵害、無権利の奴隷状態で働かされ、ものが言えない労働者の赤裸々な実態が話されました。技術実習制度の国際貢献はうそで、安価な労働力の確保が事実。

★技能実習制度は廃止すべき



奴隷労働の技能実習制度は廃止すべきで、改善も・改良もあり得ないと明言されました。

特定技能労働者の受け入れは大企業の下請け、孫請けで、問題が発生して批判が高まっている。現在の特定技能制度は課題が多いが、改善・改良は可能。特定技能労働者の受け入れは国が責任を持って取り組むべきで、国境をこえたハローワークを作るべきで二国間で協定を結んで、労働者が求職できるようにすればよい。韓国ではすでにやっている、学ぶところもあり、まともな外国人労働者の受け入れ制度を作るべきとして、「ビジネスと人権」原則に基づく外国人労働者問題の取り組みを話されました。

★日本労働運動の課題

日本労働運動の大きな課題は制度を廃止することです。廃止には抵抗も大きい、利権が絡んでぼろ儲けをしている連中がいる、この人たちを見抜いて徹底的に批判して技能実習制度を廃止に追い込む、ものを言えない労働者が日本に多数存在している状況を絶対に労働組合、労働運動は許してはならない。それを許すと明日は我が身です。日本の全ての労働者がものを言えない世の中になっていく、そうならないためにも技術実習制度労働者、外国人労働者の権利が守られるように日本の労働組合、労働運動は全力で応援していくべきです。

最後に JHU 結成と都労委闘争の紹介をして講演会は終了しました。

闘いが展望を切り開く！

2月16日18時半から文京区民センターにおいて「JAL争議の全面解決をめざす東京集会」が開催されました。会場には200名を超える参加者が集まり、同時に配信されたYouTubeの視聴者数も400名を超えました。また、この集会には全国から106の賛同団体と425人の賛同人が呼びかけ人として名を連ねています。改めて12年間の連帯の絆と、JAL争議解決への支援者の関心の高さ熱意を感じました。

12年目に入った解雇争議は、日本航空（JAL）と国交省の団体交渉拒否に対するJHU（JAL被解雇者労働組合）の救済申立について都労委での審査が進められており、解決に向け新たな展開を迎えています。

2016年10月に争議団と労働組合がJALに要求していた「統一4項目」の土台は「一人も取り残さない全面解決」です。これらを完全実行させるための再スタートとして、支援者・支援団体の努力が実を結び集会開催となりました。

主催者として、宮垣忠さん（JAL闘争を支援する神奈川連絡会）が挨拶に立ちました。

議員団からは、山口宏弥JHU委員長と同郷の福田昭夫衆議院議員から、「2人の社長が解決したいと、経営の神さま稲盛さんもない解雇だったと言っている。都労委が調査を始めた。JALは即刻解決すべきだ。共に頑張りましょう」と激励されました。引き続きメッセージを寄せて頂いた学者や超党派国会議員の名前が紹介されました。

特別講演は、今や外国籍労働者の人権問題で最も注目されている指宿昭一弁護士です。「**都労委闘争はJAL争議解決のステージとなり得るか？**」と題しての講演でした。

「昨年JHUが発足し都労委に不当労働行為の救済申立てをしたということで代理人を引き受けました。新たな組合結成は決して分裂工作ではありません。今の状況を変えずに、JALに付度して局面が切り開けるとは思えない。支援の枠組みを立ち上げることが必要です。国労闘争とJAL



争議は共通点と学ぶべき点が多い。たたかう争議団が立ち上がって要求が前進していけば批判はなくなります。この局面で何もしないで団結のみを求めていたら負けです。

都労委申し立ては正しい選択です。都労委は争議解決を目的とした我々の申し立てを正面から受け止め、争議解決の場としてのステージをつくらうとしていると思う。国交省を団交拒否で申立てたのは画期的。国交省は雇い主ではないが、整理解雇に関しては支配決定しています。

都労委が命令を出しただけでは解決しません。大衆運動が不可欠、いままでと同じことをしていてもダメです。国会を動かし、SNS等で世論を動かし、メディアを動かす。20名の議員署名は画期的であった。負けるわけにはいかない、勝つ闘いをしよう」と闘う方針を示されました。

全国33の支援組織からは、3地域（千代田区労協。愛知の会・北海道の会）の支援者から連帯あいさつがあり、壇上には新たなJHU組合員が勢ぞろいしました。

決意表明は、林恵美さん（JAL争議団：JHU副委員長）、山口宏弥さん（JAL争議団：JHU委員長）から「闘ってこそ情勢が切り開かれる。勝つまで闘う決意です。ご支援よろしく願います」との力強い声が会場に響き渡りました。

閉会挨拶は青柳義則さん（中部全労協議長）が集約し、下村京子さん（JAL争議団：JHU書記次長）の団結ガンバローで締めくくりました。

（奥山）

労働相談から学ぶ

【相談内容】

社用営業車で営業中に高速自動車道路で休息を取るためパーキングエリアに入ろうとして自損事故を起こし営業車と道路標識を壊してしまった。賠償請求はされるのでしょうか。

【労働者の損害賠償責任について】

★会社の「就業規則」を確認すること。

①会社が労働者に対して損害賠償を求められることができるケースとして、「故意または重大な過失によって会社に損害を与えたとき」といった記載がある場合。

このような、規定が存在している場合には、逆に労働者が「業務の過程で通常求められている注意義務」を尽くしている場合には、一切労働者の損害賠償義務は生じないこととなります。

②労働者の単なるミスではなく、飲酒運転や居眠り運転による自動車事故を起こした場合は「重大な過失」にあたり損害賠償責任を免れない（民415条・416条）。

実際に事故が起きてから会社と労働者の間で負担の範囲を決めるのは、難しいので就業規則などに事故による破損の場合の費用負担について、あらかじめ規定している場合もありますが、これは労働契約においては、「損害賠償を予定する契約をしてはならない」と賠償予定が禁じられており

違法ですので確認してください。（労働基準法第16条）

③もし就業規則に「会社の車両や備品を壊したら損害賠償を求められることがある」と記載が、ある場合、労働者が仕事上のミスにより会社に損害を与えた場合、労働者はその損害を賠償する責を負うこともあります。いくら労働者のミスによる損害とはいえ業務上の損害については使用者責任を負う会社にも一定の責任があります。

★弁償の方法として、会社が一方的に損害額を相殺し、給与から天引きすることは、賃金額支払いの原則により違法です。（労働基準法第24条）しかし、自由意思による「労働者の同意書」があれば、賠償額の給与天引きも可能ですので合意については注意してください。

★事故に対する対策を会社は取る必要があります。

営業車を保有する会社の場合は、もらい事故などの交通事故も想定して車両保険に加入することが必要です。これにより、損害が生じた場合でも労働者と会社双方の負担を大幅に軽減することで、就業規則などに罰則規定を設ける必要もなくなり、労使双方気持ちよく働ける環境をつくる必要があります。

（法律学講座双書労働法第六版、インターネット参照）

運動のすすめ



NASH ナッシュ ニッシュ

皆さんはNASH ナッシュ と呼ばれる 非アルコール性脂肪肝炎が 増加しているのをご存知でしょうか。肝臓の病気が飲酒量にさえ気を付ければ良いと思われがちですが、近年ではアルコールを飲まない方でも肝炎と診断されるケースが多いと言われています。

今回はNASH ナッシュ 非アルコール性脂肪肝炎のメカニズムや改善法について取り上げていきます。

NASHは、ファーストヒット(生活習慣病、肥満や糖尿病、脂質異常症)によって肝臓に打撃をうけ、更にセカンドヒット(血糖値の上昇や活性酸素による酸化、鉄分や糖分の過剰摂取等)が加わって進行してしまうものと考えられています。

これを放置してしまうと肝機能が低下し、肝硬変や肝臓がんへと発症しやすくなると言われていて死亡リスクのある病気にまで発展してしまうものです。健康を維持するためには先ずファースト・セカンド両方の原因を徹底的に除いていく必要があります。


治療法は主に運動、食事療法が勧められており、運動療法ではウォーキング等の有酸素運動を1日30分程度行う事で脂肪燃焼や肥満の解消に加えて「善玉コレステロール」の増加も期待できます。

食事療法では、大食いや早食いを避けて血糖値の急激な上昇を抑える他、鉄分の多い赤身肉やレバー、加工食品の摂取を控える事が重要です。


肝臓は「沈黙の臓器」とも呼ばれるほど自覚症状が出にくい器官とされています。NASHは飲酒の習慣がない方でも気付かないうちに陥ってしまうことがあるため、定期的に検診を受けながら食事内容に留意し、適度な運動を継続する事が大変重要になってきます。

特定非営利活動法人 ヘルスプランニング

練馬版




おとしがき



『すなふきん』
（作：練馬ユニオン 齊藤明男）

川柳自選拾遺集 (19)

- ◇ ふるさとはフレコンの山タンク群
- ◇ 除染さえ届かぬ家に立ちすくむ
- ◇ 薄めれば飲めると言うがならば飲め
- ◇ 風化とはまだ早すぎる十一年
- ◇ 金山に埋め込まれてる負の遺産
- ◇ 連行の苦難の歴史遺したし
- ◇ 感染も自己責任と問われかね
- ◇ 最悪を想定してもまたも後手
- ◇ 病床数あっても無念トリアージ
- ◇ 友は喜寿われも喜寿なりいとめでた



【川柳デモ】 有事有事と民のことなどほつとかれ （乱鬼龍氏）

《シルバー歌壇》 ○ 大阿久芳胤・作 ◇ 齊藤明男・作

- 刺激受け人との出会いバネにして回転軸の歯車まわす
- 言の葉に魂こめて訴える石を投げれば波紋ひろがる
- ◇ 紅梅の花ほころんで香り立つ我が肉体の萎えに奮えり
- ◇ 体制の番犬なりし連合に独立労組隊伍伍げん

JAL 被解雇者労働組合(JHU)は 2010年12月31日JALによって不当 に解雇された乗務員の争議の全面解決 を求めています。



2022年3月24日 都労委終了後 都庁第一庁舎2F広場にて

2022 JAL 被解雇者労働組合（JHU）取り組み日程

無理のない範囲でのご参加をお願い致します！

- ◆3月22日（火）12:00～13:00 国会前宣伝行動（衆二前）
- 15:30～16:00 交渉会場前宣伝行動
- 16:15～17:00 JAL との事務折衝

交渉会場：AP 品川アネックス（港区高輪3-23-7 品川センタービル1F）品川高輪口3分

★3月24日（木）10:30～都労委調査6（JAL 団交拒否）

*都庁第一庁舎南棟38階

- ◆3月29日（火）12:00～13:00 国会前宣伝行動（衆二前）
- ◆3月31日（木）12:00～13:00 国交省前宣伝行動
- ◆4月5日（火）12:00～13:00 国会前宣伝行動（衆二前）
- ◆4月7日（木）12:00～13:00 国交省前宣伝行動
- ◆4月12日（火）12:00～13:00 国会前宣伝行動（衆二前）
- ◆4月14日（木）12:00～13:00 国交省前宣伝行動
- ◆4月19日（火）12:00～13:00 国会前宣伝行動（衆二前）
- ◆4月21日（木）12:00～13:00 国交省前宣伝行動
- ◆4月26日（火）12:00～13:00 国会前宣伝行動（衆二前）

★4月28日（木）10:00～都労委調査7（JAL 団交拒否）

JAL 被解雇者労働組合（JHU） TEL：080-4905-3383
E-Mail: info@jhu-wing.main.jp Twitter: <https://twitter.com/JalJhu>

JHU 活動ビデオ YouTube 配信中 <https://youtu.be/RONdja5R1I>